平成２５年（フ）第４４０号
さいたま市緑区原山１丁目12番16号　メゾンユモレスク102
債務者　桝谷　慶俊
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
埼玉県狭山市中央１丁目43番17号
債務者　松原　由武
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５５号
埼玉県川越市大字古市場757番地13
債務者　依田　　裕
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４７号
岐阜県土岐市土岐津町高山187番地
債務者　山内　直樹
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１０８号
静岡県沼津市原町中２丁目10番地の７　町沖ハイツＡ201、前住所静岡県沼津市岡宮1378番地の１　エルディム江藤101
債務者　土門江利子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
静岡県伊東市池620番地の18　大室高原６―454
債務者　竹内　健太
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
静岡県御殿場市東山576番地の２　エステートピア第２東豊102
債務者　鈴木　浩子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
静岡県三島市安久651番地の２　ヴィラ・ブルク205
債務者　水口　麻理（旧姓内田・溝田）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
静岡県駿東郡清水町柿田178番地、前住所静岡県駿東郡清水町長沢796番地の１
債務者　勝呂　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
京都府福知山市土師新町１丁目245番地　レオパレスセジュールⅢ104号
債務者　阪本　智規
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
北海道室蘭市母恋南町５丁目11番15号、前住所北海道室蘭市新富町１丁目12番21号
債務者　渡辺　千穂
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
北海道登別市中登別町170番地４　７号棟302号室、前住所石川県七尾市石崎町香島２丁目52番地６
債務者　後藤　聖悦
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
盛岡市上田３丁目５番35号
債務者　佐々木　守
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２０号
山形県鶴岡市湯温海字湯温海30番地１、前住所三重県四日市市日永西２丁目10番20号
債務者　田中英一郎
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１９２号
神奈川県小田原市扇町２丁目31番６号　ブランヴェールＤ２、前住所神奈川県小田原市栢山2690番地　グランドュールハイム102号
債務者　戸田由記子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０１号
神奈川県平塚市日向岡１丁目13番21号
債務者　倉元　政美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４号
岐阜県中津川市茄子川363番地の51
債務者　鈴木　孝明
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで岐阜地方裁判所多治見支部